

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会会議録

---

令和5年8月23日 午前 9時55分 開 会

---

出 席 委 員

|       |         |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 設 楽 健 夫 |
| 副委員長  | 櫻 井 健 一 |
| 委 員   | 矢 口 龍 人 |
| 委 員   | 佐 藤 文 雄 |
| 委 員   | 岡 崎 勉   |
| 委 員   | 来 栖 丈 治 |
| 委 員   | 櫻 井 繁 行 |
| 委 員   | 小 倉 博 生 |
| 委 員   | 久 松 公 貞 |
| 委 員   | 鈴 木 貞 行 |
| 委 員   | 服 部 栄 一 |
| 委 員   | 石 澤 正 広 |
| 委 員   | 鈴 木 更 司 |
| 委 員   | 塚 本 直 樹 |
| 委 員   | 井 出 有 史 |

---

欠 席 委 員

な し

---

出 席 説 明 者

な し

---

出 席 書 記 名

|       |         |
|-------|---------|
| 議会事務局 | 折 本 尚 充 |
| 議会事務局 | 川原場 智   |

---

## 議 事 日 程

令和5年8月23日（水曜日）午前 9時55分 開 議

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) かすみがうら市議会議員政治倫理条例の課題について
  - (2) その他
3. 閉 会

---

開 議 午前 9時55分

### ○設楽健夫委員長

ただいまの出席委員は15名、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立しております。それでは、かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会を開催してまいります。書記を指名させていただきます。

議会事務局の折本尚充君、同じく川原場智君、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

かすみがうら市議会政治倫理条例の課題についてということで、最初に全体として委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思いますが、ここまででご意見のある方おられましたらお願いします。よろしいですか。それでは、次に本条例の課題につきまして何かご意見等がございましたらよろしくお願いします。

### ○櫻井繁行委員

もちろん政治倫理条例、我々議員のほう、また、市長のほうと制定をしたわけですが、審査会の在り方ですよね、この議員が何名以上じゃ、一般市民のほうは明確に文言が入っていて数字が入っていて規定があるんですが、その辺の今の状況ですと、我々議員だと1人が提案をすれば審議会が設置をされるような状況にあると思いますので、その辺はもう少し重みを置いての審査会になってくるといいのかなというふうに課題として私は思っておりますので、ご意見とさせていただきます。

### ○設楽健夫委員長

はい、ありがとうございます。

### ○櫻井健一副委員長

本日の審議の件なんですけれども、今、櫻井繁行委員が言われたような第7条のところに市民は500分の1の連署をもってというところがありますが、議員に対してはそういった取決めがないということ、また、先日できました市長等政治倫理条例の審査会の内容ですとかその仕組みをそちらとの整合性を取るというような意味合いを持たせていただくということを提案させていただくというのが今回の目的とさせていただきますと思います。

### ○設楽健夫委員長

すみません、それ以外では。

### ○小倉 博委員

発言しても大丈夫かな。

### ○設楽健夫委員長

大丈夫です。

○小倉 博委員

審査会第1号、2号の被審査議員なんですけれども、よろしいですか。

○設楽健夫委員長

大丈夫ですよ。

○小倉 博委員

この委員会ができて第1回目にいろんな事情で質問を受けた議員ですけれども、確固たるものがあれば私も素直にうんうんって言いたかったんですけれども、疑問がある場合はさっき櫻井委員が言ったようにその疑問に対して確信たる疑問を持って初めて追求しようということが順当じゃないかと思うんですけれども、ですからさっき両櫻井委員が言いましたように、この審査に当たる前の事前審査ですか、1人であるか複数であるかの違いだと思うので、私は複数で確認をしてからの運営がいいと思います。

○設楽健夫委員長

ただいま小倉委員から市民の調査請求そして審査に至る過程の中で事前審査等についても複数で確認してやってもいいし、慎重に進めていったほうがいいんじゃないかというような意見も出されました。これは今調査請求権のところ、あと審査会の在り方というところにも含まれてきますので、そこで議論していきたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、本条例の課題につきまして、ただいま各委員からのご意見等含め調査請求権の議員の条項のところの件と、もう一つは審査会の在り方について、今後課題としていきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ただいまご意見いただきましたかすみがうら市議会議員の政治倫理条例の課題の今後の取扱いについて委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

最初に、市民の調査請求権のところについて議論していきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

はい。それでは、副委員長とも相談しまして、改正のところについて取りまとめをしてみましたので、説明をさせていただきます。

改正するところについては、1番目に、審査会については、審査会に、市長等政治倫理条例の中にもありますけれども、「地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者」を加えるという点が一つ、あと、調査請求権のところ、市民が「500分の1」という条項がありましたが、議員のところの規定がありませんでしたので、「議員は議員定数の3分の1以上の者の連署（2つ以上の異なる会派で構成）」、ほかの市議会のところも調べましたらこういうふうな記載がございましたので、を加えるということで進めて、ここの点について議論をさせていただくと。

条例の改正という意味では、第7条、市民は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、法第18条に定める選挙権を有する市民の500分の1以上の連署、ここに、議員は議員定数の3分の1以上の者の連署（2つ以上の異なる会派で構成）とともに、文書で議長に調査を請求することができる。

まず、ここで止めたいと思いますけれども、3分の1、中には12分の1、8分の1、半数以上いろいろあります。この点についてご意見をまず求めていきたいというふうに思います。

○佐藤文雄委員

今一般的に12分の1というのがよく提案のときに確認されるんですけども、これ議会事務局との相談はなされました。

○設楽健夫委員長

いや、まだ相談しておりません。

○佐藤文雄委員

3分の1というと6人。2以上の異なる会派というのは、例えば政党代表とかそういうことを言っているのかなと思うんですが、そういうことでしょうかね。

○設楽健夫委員長

はい、そうです。

よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

はい、分かりました。

それでは、次のところに「3分の1以上の者の連署」を、議員の項目がなかったのでこれについては明確に規定をしていくということで、市民の場合には「500分の1」、議員が請求する場合には「3分の1以上の連署」というふうに修正を加えていくというふうにしたいと思います。

次に、その下のこの2、3、その次のページちょっと開いてもらえますか、4、5の件については、ほかの市町村のところもいろいろ調査をさせていただきまして、同じような形で市長等政治倫理条例、議員の政治倫理条例が分かれているところの神栖市の倫理条例案を参考にしました。

2のほうは、前項の規定により調査の請求があったときは、議長は、調査請求書及び添付資料の写しを直ちに市長に送付し、市長は調査請求書及び添付資料の写しを速やかにかすみがうら市長等の政治倫理に関する条例に規定するかすみがうら市政治倫理条例審査会に提出し、調査を求めなければならない。

3として、市長は、審査会から前項の報告書の提出を受けたときは、その写しを議長に送付しなければならない。

議長は、市長から報告書の写しの送付があった日から起算して7日以内に、その写しを請求者に送付しなければならない。

5、議長は、第3項の報告書を議会報告等で速やかに公表しなければならない。

こういうふうに第7条を組み替えていくことを提案します。

それで、かすみがうら市の政治倫理条例を見ていきますと、赤字のところまで動かしてもらえますか。

その次のページ。ここで、「議員政治倫理審査会の設置」、これは市長等の政治倫理審査会の設置に委ねることになりますから、この5条、その次のページ、「審査会5人以内で組織する」とかいう項目が、市長等のほうに委ねられます。

会議の内容の次の6条、これも市長等の政治審査会に委ねられることになると同じになります。

その下が、「市民の調査請求権」は、先ほどやったところです。

ちょっと次のページお願いします。

10条になりますと、組み替えていきますとこの条の号数は繰り上がっていきませんが、「議員の協力義務」、これは残しておく必要があるということで、この部分は削除していく必要があるのではないかと。

次に、かすみがうら市の市長等政治倫理条例のところを出していただけますか。

審査会、「審査会の設置」第5条、ここで審査会、「調査するため」、ここは一緒ですね、「138条の4第3項によりかすみがうら市政治倫理審査会を置く。」と。

審査会は、市長及び市民から市長等の政治倫理基準及び遵守事項を規定するの違反に関する調査請求があったときは、当該市長に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、その関係者に必要な調査を行う。

審査会の委員は、5人以内、ここが地方自治の本旨に理解があり、専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

審査会の委員は、任期2年とすると。

審査会の会議は、公開すると。ここは一緒ですね。出席委員の3分の2以上の同意を必要とすると。

審査会の委員は、何人に対しても職務上得た秘密を漏らしてはならない。

審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を全うしなければならない。

審査会の調査記録については、その写しを原則として所定の場所で閲覧することができる。ただし、審査会で非公開とした文書については、この限りではないと。

ということで、「市民の調査請求権」は市長のところは違ってきますけれども、この「審査会の設置」、これで運用されていくことになります。

その次のページお願いします。

「審査会の調査」、審査会は、前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を市長に提出しなければならない。これは、議員等のほうでも60日以内に議長に報告しなければならないと一緒ですから、申請があつてから長は審査会は60日以内に判断を下す必要があるということは、今までの議員等の政治倫理条例の数字と一緒にです。60日以内も一緒となります。

一番最初のページに戻っていただけますか。

赤字で書いてあるかすみがうら市議会議員の政治倫理条例の5条、6条、7条、8条、9条は削除と。どういうことになるかと言いますと、議長に申請をした場合に、議長は、市長に対して審査会の開催を求めていくと。それ以降は、先ほどの4、5まで書かれたとおりに動いていくというふうになっていきます。審査会については、弁護士等有識者が入る審査会の委員によって審査されることになります。

ということで一応、一応じゃなくて委員長としましては提案をさせていただきたいなというふうに思いますが、この点について議論をお願いいたします。ご意見求めます。

○櫻井健一副委員長

すみません、今の補足なんですけれども、市長等政治倫理条例の第5条をそのまま入れてしまいますと、市長等の政治倫理条例の遵守事項ということになってしまいますので、そういったところを議員等のというところで整合性は取っていくというような内容を踏まえての説明ということで聞いていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員

いろいろ調査ありがとうございました。要は要点この改正の2点だけですね。まず、審査会には今

まで正直言えば5人は議員が入って政治倫理条例の審査調査委員会やっていたけれども、そこに対して有識者が入る、あとは審査会の設置については議員の3分の1以上、6名以上で設置ができると。あとは市長等の政治倫理条例のほうに、要は合わせていくということを僕らは認識していればいいですよ。

○設楽健夫委員長

そうことですね、はい。市長等の政治倫理条例の審査会の構成の中に弁護士等有識者が入ってくると。その知識のある人たちによって審査会が開催されていくということになっていくというふうに思います。

○来栖丈治委員

難産の末というか皆さんの協力いただいてかすみがうら市議会議員の政治倫理条例が制定されたわけです。そんな中で、審査会が開かれる事案があったということです。端的に言って今回の条例を変更するに至ったその経過というか何が問題だったのかというふうなことを共通認識する必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、条文をこの辺こうするこの辺こうするってすごく委員長さん方がご努力したのは感じるんですが、問題の根幹というかそういうものをみんなが認識する必要があるのかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○設楽健夫委員長

調査請求権の項につきましては、市民の500分の1以上ということで、いろんなところを調べさせていただいて、議員の調査請求権を厳密にやはり書いているそういうところがございますので、その点については当初の段階からそういうふうに入ればよかったんですけども、そこまではちょっと至らなかったという経緯もありまして、調べていった結果、議員の条項を厳密にやはり入れておく必要があるんじゃないかというのが一つです。

もう一つは、市長等の政治倫理条例との整合性については、この会議の議員の過程の中でも、当時、市長等政治倫理条例が制定されていなかったという経緯もあって、その件については急遽提出していった政治倫理条例の審査会の条項でありましたけれども、市長等政治倫理条例が制定されまして、そしてその中に弁護士等第三者の有識者も入った審査会が制定されるということが明示されましたので、ここにも提示しましたけれども、政治倫理条例及び施行規則がアップされるに至りそういうふうに整理していくことが必要になってきているのではないかとということで、この2つの案を整理して今言ったような7条の改正ということで整理したという経緯でございます。

○来栖丈治委員

私ちょっと条項よく頭にたたき込んでいないものですから分かんないですけども、市民は500分の1で議員は今回6分の1。

[「3分の1」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員

3分の1ということにしますけれども、今までは規定がないので1人でも議員の請求があれば審査会を開くというふうな条項の内容だったということでもよろしかったですか。確認です。

○設楽健夫委員長

調査請求権出してもらえますか、議員の政治倫理条例。

○矢口龍人委員

議長が認めた場合というのが入っているでしょう、よく見たほうがいいよ。議員が1人が出したからってそれで通るわけじゃないんだよ。

7条の2、議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて審査会に審査を

求めるものとする。議長の調査依頼権なんでしょう、これ8条のほうだね。8条のほうが効力あるんでしょう、これね。この8条ですよ、8条があるんでそれで効力発揮していて、別に議員の数が云々ということではないんですよ。

○設楽健夫委員長

今の件は市民の調査請求権のところ、7条の2。

説明します。前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。その次に、「議長の調査依頼権」ということで、第8条、議長は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。これは議長の判断権ですよ。だから、これはその際に今回話をしている議員が請求した場合についていった場合の具体的な規定がなかったのでこれを加えたということです。

○来栖丈治委員

議員が請求する場合の条項というのはどこかにありますか。

○設楽健夫委員長

議員が、今のそれは最初に言った第7条に加えるということです。今まではなかった。

○来栖丈治委員

そうすると、7条がその根拠になっているということになりますと、500分の1の選挙権を有する者、市民が500分の1以上の連署とともに議長に請求した場合にのみ審査会を開くということにつながるのではないのでしょうか。

○設楽健夫委員長

今までは「議員が」という条項がなかったので、前回のように議員の請求で議長が判断したという経過で審査会が開催されましたよね。その議員のところについては人数を決めてその条項を加える必要があるという意味で今回の提案をしています。

○来栖丈治委員

今の委員長の説明私分かります。しかし、この前1回審査会が開かれたということでもありますけれども、議員の提案で審査会を開くことはできる条項にはなっていないのではないかとことを申し上げています。

○設楽健夫委員長

これは先ほど矢口委員からもありましたけれども、議長の調査依頼権の第8条がそこに関連してきますね。

繰り返しますと、第8条は、議長は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならないという項目が発動してきた。で、前回審査会が開催されたと。

○矢口龍人委員

その要項の中に議員はってあると思いますけれども、これを今回の改正でもって3分の1にしようというような提案だと思うんだよね。ですから、ここに1でも2でも入っていないということは、議員が提案した場合には議長はそれに対して議長の権限でもって審査会を開く開かないは決定しますよというふうな内容だと思うんだよね。だから、そのところを今回もう少し整理したということでご理解いただいたほうがいいんじゃないですかね。

○来栖丈治委員

はい。その説明は理解しますが、しかし、7条でも8条でも議員がそういう審査請求をすることにつ

いてはきっとあまり考慮されていなかったんだと思うんですね。ですから、ここで記されているのは、市民が500分の1の連署で上げたものについてのみ議長に提案され議長の判断で審査が行われるというのが私は普通の判断ではないかなというふうに考えたものですから、そういうこと、もの問題の根幹とかね、そういうものをみんなが共有する必要があるんじゃないかなというふうなことで私は確認申し上げます。ですから、審査会はきっと議員の提案については担保していなくてつくられたものだったというふうに判断しているんですが、いかがですか。

○設楽健夫委員長

この件については、この市民の調査請求権、その500分の1、各市町村の条項を見ても、それでとどまっているところ、議員の調査請求権が明確に記載しているところ、非常にばらばらになってきているのが実情です。そういう意味で先ほどありましたように第8条、議長の権限も含めて今回審査会が開かれてきたという経緯があるというふうに思いますけれども、そこでそれをより明確にしていくために今回改正をしていくということです。

○櫻井繁行委員

ここはもちろん政治倫理条例の制定に向けてみんなで議論してきましたけれども、解釈の問題だったと思うんですよ、来栖委員がおっしゃるように。多くの審査会って市民の4万人であれば80名以上の署名連署があれば議長に提出をして審査会を開くことができる、その文言だけを賛成したつもりだったんですが、一個裏側を返せば議員が1人でもそういったものを出せば議長が承諾をすれば審査会ができたという状況にあったわけですね。これ皆さんで共有したかったなと思うんですけども、僕は正直そこまで思っていなかったの。そこで、やはり審査会に重きを置いて3分の1以上、これは明確に6人以上ですよ、16人のうちの6名以上の署名連署があれば、我々議員からも議長に提出をして審査会を設置開催することができるということが改正の第一歩だと思いますし、もう1点、これは連署がない場合でも議長だけが審査会を開くということはできないというような解釈ですよ。そういう解釈でよろしいですよ。そこをもう1点解釈としてみんなで確認しておく必要があるのかなと。それは私はできないと思うんですけども。やはり議員として6名以上の者が必要、それで審査会を開くと。ただ、これ解釈を見れば、議長だけが単独で審査会を開くというふうにも取れることもあると思うんですが、その辺も整合性を合わせてせつかく調査委員会を今日開いているので、ここで1回で終わりにしたいと思いましたので、そこまで踏み込んで確認をさせていただきたいと。

私は、あくまでも市民が500分の1以上の署名、そして議員は3分の1以上の署名、80以上が市民、6人以上の議員の署名があつて審査会は設置をしかるべきというふうに考えておりますが、その辺の解釈はいかがでしょうか。

○設楽健夫委員長

議長は、議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反している疑いがあるときは、これを証する資料を添えて、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。ここでは資料を添えてという前提がありますけれども。

暫時休憩します。 [午前10時31分]

○設楽健夫委員長

会議を再開いたします。 [午前10時37分]

この第7条、上で7条、8条、9条の改正というふうにありますけれども、第7条をこういうふうに変更していくということで、あくまでも調査請求権は500分の1、議員の規定の3分の1以上の連署、このことをもって審査を請求していくということです。議長が単独で調査請求権を発するということはで

きない。あくまでも市民の500分の1、議員の3分の1以上の連署ということですね。これでまとめていきたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

よろしいですか。それで、この今のページのかすみがうら市議員の政治倫理条例の5条、6条、7条、8条、9条は削除ありますけれども、7条のところは消してください、7条は改正ですから。7条まで消しちゃうと。

[「7条が消すになっていますけれども」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

消すになるけれども、7条は残ります。7条を省いてください。

ということで、議員の政治倫理条例については、7条を改正すること、そして5条、6条、8条、9条を削除していくということ、いうことでまとめていきたいというふうに思いますけれども。

[「繰り上がるの?」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

あと、条項は繰り上がります。10条のところも含めて繰り上がっていきませんが、それは整理をしていきたいと思いますが、ちょっと議論していく上でそのまま提出させていただきましたので。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、かすみがうら市議員の政治倫理条例についての第7条の条例改正案、で、5条、6条、8条、9条の削除でまとめていくということで進めていきたいというふうに思います。

再度全体で確認をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員

9月の定例会議会のほうにこれ改正案上程するんだと思いますので、できればその前の全員協議会等で説明いただければあとはいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○設楽健夫委員長

今、そういう助言がございましたけれども、全員協議会にというともうすぐだね。

[「29日ですか」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

29日にこの7条の改定案。

[「作り直したやつ、正式なやつ、上程するやつ」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

では、全員協議会のほうに提出をしていきたいというふうに思います。

[「確認、わざわざまた会議開くの」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

いや、開かない。

[「開かない」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

それでは、確認をします。条例改正案「第7条」、ここに記載してある文書で「2、3」、その次の

「4、5」、政治倫理条例の「5条」、「6条」、「8条」、「9条」を削除していくという形で提案していきたいと思います。それでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

では、全員協議会の後に条例改正案を29日に委員会を開催して確認をしていく作業を進めていきたいと思います。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員

もう1点なんですが、政治倫理審査会の資料から初めて私見たんですけれども、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例施行規則というのができているようなんですが、これはいわゆる事務屋レベルで規則はつくれるということになっておりますので、この場で協議する必要はないと思います。ですから、私初めて審査会の中の資料で目にしたものですから皆さん知らない方もあると思うので、全協の中でも事務局のほうから規則についての説明をしていただく機会を持てれば、資料配付するとかで結構ですが、そういったことを委員長のほうからご助言いただければなというふうに提案です。

○設楽健夫委員長

暫時休憩。 [午前10時43分]

○設楽健夫委員長

再開します。 [午前10時43分]

では、条例改正案を提出するときに参考ということで施行条例についてもつくっていきますんで添付した形で提案させていただきたいと思います。

それでは、まとめに入ります。政治倫理条例の改正案につきましては、29日全員協議会の後に条例案を提示させてご確認をいただいて、そして改正の手続に入っていくということで進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上をもちまして、本日の会議についてはこれにて終了というふうにさせていただきます。

ありがとうございました。

散 会 午前10時44分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会

委員長 設 楽 健 夫